

人事委員会議事録（第1616回）

1 開催日時

令和元年9月3日（火）9：00～9：40

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	竹田佑一	委員
	鈴木尉久	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長
	門田高弘	任用課副課長兼総務審査班長
	小倉豊道	給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1615回）について審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

資格免許職採用試験最終合格者決定の件

任用課長が、標記試験の最終合格者（案）を諮り、決定されれば9月6日に合格発表を行う予定であること等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員からの質問）

この試験の面接は誰が行っているのか。

（事務局）

人事委員会事務局と該当職種の関係課課長等で行っている。

（委員からの質問）

免許職の受験者の知識や技能についてはどの段階で判断しているのか。免許を持っていれば良いのか。

（事務局）

筆記試験の結果と、該当職種の職員による面接で専門性を判断している。

（委員からの質問）

合格者の決定は人物重視ということだが、薬剤師などの職種は知識もかなり重要だ。上位合格者の中に筆記試験は下位の者がいるが、知識面での問題はないか。

（事務局）

薬剤師等の職種は国家試験に合格しなければ採用できない。その点で専門性は担保されている。

(委員からの意見)

国家試験に合格していれば、専門試験は不要ということにならないか。

(事務局)

国家資格は大学卒業時に取得見込みであり、大学生はまだ免許を持っていない段階で受験している。

(委員長)

国家資格を過去に取得した者でも、直近の専門性を判定するには筆記試験が必要ということであれば、やはりもう少し筆記試験を頑張ってもらいたいと思える。事務職と全く同じではないと思う。

(委員からの意見)

専門職については少し考え方を整理しておいた方が良い気がする。

(委員長)

この点は来年度の宿題として、事務局で検討いただきたい。

第3号議案

採用選考試験（第1回）最終合格者決定の件

任用課長が、標記試験の最終合格者（案）を諮り、決定されれば9月6日に合格発表を行う予定であること等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

理化学職の法医は、どこで勤務するのか。検視を行ったりするのか。

(事務局)

県警本部の中にある科学捜査研究所で勤務する。今回の法医は顔認証システムに関する業務を行う。

(委員からの意見)

研究職の場合は、面接試験よりも専門知識が重視されてもよいと感じる。

(委員からの意見)

心理判定員だと、逆に面接試験が大変重要になる。

第4号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

第5号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件

給与課長が標記規則及び規程の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

ボランティア休暇の取得期間は、ワールドマスターズゲームズ等での活動も5日を上限とするのか。

(事務局)

職務として派遣する場合もあり得るが、特別休暇を取得して自発的に参画する場合は5日が上限となる。

(委員からの質問)

規則上、個別に規定していた活動を一本にまとめるが、対象となる活動について、内規のようなものを作るのか。

(事務局)

任命権者からの申請に対して承認の有無を通知するが、これが実質的な内規になる。

(委員からの質問)

スポーツボランティア以外に追加を予定している活動はあるか。

(事務局)

現在のところはない。

(委員からの質問)

ボランティア活動でも認めないものはあるのか。

(事務局)

職員が勤務時間を割いて活動することが適当と認められる必要がある。

報告事項 1

看護師等採用候補者選考試験（第2回）の実施結果

任用課長が、標記試験の実施結果を報告した。

(委員からの質問)

採用試験を何回かに分けて実施する意味は分かるが、いい人材がいれば募集人員よりも多く採用することもあるのか。

(事務局)

いい人材がいれば採用している。

閉 会